

広島市条例第 4 1 号

令和 8 年 6 月 2 6 日

広島市下水道事業の設置等に関する条例及び広島市水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

広島市長 松 井 一 實

広島市下水道事業の設置等に関する条例及び広島市水道事業の
設置等に関する条例の一部を改正する条例

次に掲げる条例の規定中「第 2 4 3 条の 2 の 8 第 8 項」を「第 2 4 3 条の 2 の 9 第 8 項」に改める。

- (1) 広島市下水道事業の設置等に関する条例（昭和 6 0 年広島市条例第 6 9 号）第 5 条
- (2) 広島市水道事業の設置等に関する条例（昭和 4 1 年広島市条例第 6 1 号）第 5 条

附 則

この条例は、令和 8 年 9 月 2 4 日から施行する。